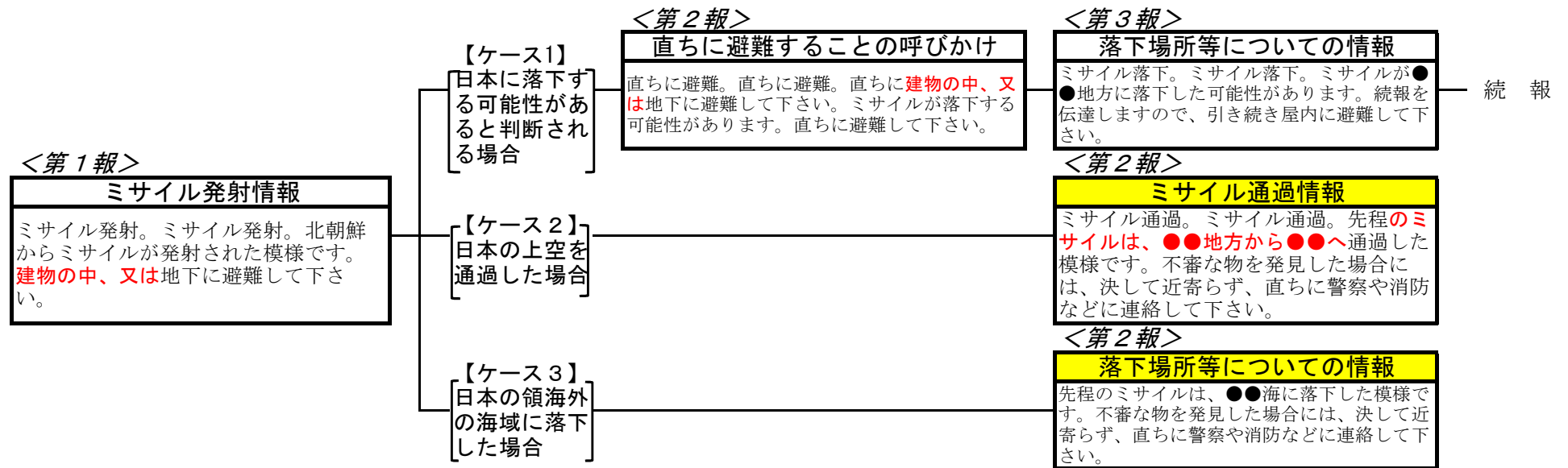


弾道ミサイル発射事案発生時における公共施設等での避難者受入について

標記については、平成29年9月7日付け青防第328号で依頼したところですが、その補足資料を作成したのでご参考ください。特に、各施設の窓口の担当者など、直接住民の対応に当たることが想定される方への周知方、よろしくお願いします。
 (本資料は平成29年9月8日付け補足資料を更新するものです)

1 Jアラートによる情報伝達の流れと伝達文の例



2 一時退避してきた方々への対応について

上記フローのうち、「【ケース2】日本の上空を通過した場合」又は「【ケース3】日本の領海外の海域に落下した場合」に該当するときは、第2報「ミサイル通過情報」又は「落下場所等についての情報」が配信されたとき

- 引き続き屋内に避難する必要はありませんので、屋外に退出していただいて可
 (ただし、退避してきた方々が、なお、不安を感じている場合には、そのまま退避を継続することも可)

- 「【ケース1】日本に落下する可能性がある」と判断される場合に該当し、第3報「落下場所等についての情報」が配信されたとき
- 引き続き屋内退避を継続

以降、地元自治体等の指示があるまで屋内退避を継続